

リーブラ便り

2013年11・12月合併号 VOL. 51



リーブラのマークは、「男女平等」の願いをこめた「てんびん座（リーブラ）」をモチーフにしています。

目次

1. 講座案内 「介助・介護とジェンダー」
2. 講座案内 「離れて暮らす親のケア」
3. 男女平等を詠う川柳 募集締切迫る
4. 施設運営についてのご案内（年末年始休暇など）
5. 12月の新着図書
6. リーブラ相談室 心のサポートルーム便り
7. よのなかの見方@リーブラ



12月10日は「世界人権デー」
12月3日から12月9日は「障害者週間」

1. 講座案内（リーブラ主催）

介助・介護とジェンダー

～ 障害者介助の現場から見えること・思うこと ～

家族以外の方が介助や介護の現場に関わるようになってきましたが、家族であれヘルパーであれ、現在でもケアの担い手の多くは女性です。

女性がケアを引き受けてきたことは、何を意味するのでしょうか。またそれは仕事としてのケア労働の現状とはどのようなつながりがあるのでしょうか。

この講座では、これまで、障害を持つ人のさまざまな生活場面に介助者としてかかわってきた瀬山さんの立場から見えることや思うことを話してもらいます。

介助や介護をする人の生活や仕事・悩みなど、一緒に考えてみませんか。

＜講師＞ 瀬山 紀子（せやまのりこ）さん

介助者。現在は主に障害女性に対する複合差別の課題をテーマに活動・研究中。

共著・共編著：『障害学の主張』（明石書店、2002年）、『障害を問い直す』（東洋経済新報社、2011年）、『障害者介助の現場から考える生活と労働—ささやかな「介助者学」のこころみ—』（明石書店、2013年）

＜「介助者学」とは？＞

ケアが、家庭や施設から地域や社会へと拡散し、多様な人材によって担われる状況になってきています。

こうしたケアの社会化・多様化が進む中で、何らかの形でケアに従事してきた人たちが、自分たちの生き方や介助・介護・ケア・支援へのかかわりを振り返り、時代や社会の状況も見ながら、語りだすこころみです。

■日 時：12月20日（金） 午後7：00 ～ 9：00

■会 場：リーブラ 4階 学習室C

■参加費：無料

■対 象：ケアの仕事や親族のケアをしている方、テーマに関心のある方

■定 員：20名（申込先着順）

■申 込：電話・FAX・Eメール・リーブラ窓口にて（講座名・氏名・連絡先をお知らせください）。

■保 育：4ヶ月以上未就学児対象。定員あり、先着順。12月6日（金）締切。

■手話通訳：あり



掲載した講座などのくわしい情報は、ホームページで。

リーブラ

検索



2. 講座案内 (リーブラ主催)

ある日介護は突然に!

離れて暮らす親のケア & 自分の老後

親もOK、子もOK 仕事を辞めない知恵と戦略

これから「介護」が始まるかもしれない、そんな方のコレカラを明るくする講座です。



講師：太田 差恵子 (おおた さえこ) さん



介護・暮らしジャーナリスト。AFP (日本ファイナンシャルプランナーズ協会) 会員。NPO法人パオッコ (離れて暮らす親のケアを考える会) 理事長。高齢化社会においての「暮らし」と「高

齢者支援」の2つの視点から新しい切り口で新聞・雑誌などで執筆・講演活動等を行う。ホームページに「太田差恵子のワーク・ライフ・バランス」。著書に「70を過ぎた親を支える72の方法」(かんき出版)、「故郷の親が老いた時」(中央法規)、「遠距離介護」(岩波ブックレット)など多数。

- 日時：2014年1月19日(日)、26日(日)
午後2:00 ~ 4:00
- 会場：リーブラ 4階 学習室C
- 参加費：無料
- 対象：テーマに興味・関心のある方
- 定員：20名(申込先着順)
- 申込：講座名・氏名・住所・電話番号を明記の上、電話・FAX・Eメール・リーブラ窓口にて。
- 保育：4ヶ月以上未就学児対象。定員あり、先着順。1月9日(木)締切。
- 内容：
 - ・「別居での介護」でも「負い目」を感じることはありません。
 - ・親の介護と自分の仕事を両立させるための「ビジョン」と「戦略」を立てましょう。
 - ・「どうしていきたくないか」を親が元気な内に聞いておきましょう。
 - ・「介護」についての5W1Hを知りましょう。(介護に使える社会的資源・介護保険制度の基礎知識など)
 - ・離れて暮らす親の変化をキャッチする方法とは。
 - ・いつまで「在宅」? いつから「施設」?
 - ・「介護友達」「介護仲間」を作っておきましょう etc...

3. 男女平等を詠う川柳 募集締切迫る

男女平等を詠う川柳

12月20日(金)まで!

- 8月から始まった「男女平等を詠う川柳」の募集も、残りわずかの期間を残すのみとなりました。この間多くの投稿があり、11月23日現在、227句もの投稿をいただきました。
- この川柳、日常生活で感じた男女平等の問題を五・七・五のリズムに乗せて川柳に詠んでいただく、というもの。応募は一人5句までで、未発表のものに限りです。
- 12月20日(金)に締め切られた川柳は、その結果を、来年1月24日(金)頃発表する予定です。
- 入賞者へは別途ご連絡し、2月には表彰式を行う予定となっています。

2013年度「男女平等を詠う川柳」募集要項

- 募集締切：2013年12月20日(金)午後5時必着。ふるってご応募ください。
- 応募方法：3階掲示板・受付カウンターに設置の応募箱、またはFAX(03-3456-1254)、Eメール(libra@career-rise.co.jp)、郵送(〒108-0023 東京都港区芝浦3-1-47 港区立男女平等参画センター宛)で。詳細はリーブラホームページやチラシをご覧ください。

4. 施設運営についてのご案内

港区立男女平等参画センターの施設運営に関連して、以下をお知らせさせていただきます。

●年末年始の休暇について

師走に入り、年末の足音も近づいてまいりました。本年も当センターをご利用いただきありがとうございました。年末年始の休暇を以下の通りとさせていただきます。

※ 年末年始休暇期間

平成25(2013)年12月29日(日)
～ 平成26(2014)年1月3日(金)

年内最終営業日は、12月28日(土)で閉館は21時半です。年初最初の営業日は、1月4日(土)で午前9時に開館いたします。

●施設予約システムのメンテナンスについて

施設予約システムは、メンテナンス作業を実施するため以下の時間はご利用いただけません。以下の時間は、システムに関する作業ができなくなりますのであらかじめご了承ください。

※ メンテナンス実施期間

12月18日(水) 午後10時
～ 12月19日(木) 午前5時

利用者の皆さまには、ご不便とご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

女性に対する暴力をなくす運動

国連では、毎年11月25日を「女性に対する暴力撤廃国際日」として指定しています。日本では、11月12日～25日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間としており、今年は重点課題として「配偶者等からの暴力・性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は女性に対する暴力であり、決して許されないものであるとの社会認識をさらに徹底することに重点をおく」こととしています。

リーブラ相談室では、一般相談と法律相談両方を開設し、運動期間にかかわらず、女性に対する暴力はもちろん、家族や夫婦、子育て、ご自身の生き方など、どのようなご相談にもきめ細かく対応するよう努めています。

弁護士による法律相談は、一般相談をご利用の方で、港区在住・在勤・在学の方に対応しています。

詳しくは、相談室専用電話にお問い合わせください。

専門カウンセラーの一般相談
(電話・面接)

どのようなご相談も受け付けています。より良い方向がみいだせるよう、カウンセラーがあなたといっしょに考えていきます。ひとりりで悩まず、まずはお電話ください。

<対象>

どなたでもご利用できます。

火曜日 16:00～20:00

水曜日 10:00～16:00

金曜日 10:00～16:00

金曜日 18:00～21:00

弁護士の法律相談
(面接・月1回)

弁護士が法律的な問題についてのご相談を受け付けています。ご希望によりカウンセラーが同席し、サポートを行っています。

<対象>

港区在住・在勤・在学の方で一般相談(面談)を利用されている方。

くわしくは、相談室専用電話にてお尋ねください。

☎ 03-3456-5771 (相談室専用電話)

7. よのなかの見方@リーブラ ～女子高校生ストーカー殺人事件の報道を聞いて～

10月8日、東京都三鷹市で女子高校生が殺害されるというショッキングな事件が起こりました。加害者は元交際相手で、被害者に執拗なストーカー行為を繰り返していたとのことでした。

殺害された数時間前も、被害者は母親と共に警察に相談に行っていました。しかしその日被害者が学校から帰宅し、警察から安否確認の電話を受けていた時、すでに加害者は被害者の家のクローゼットに隠れ、被害者と警察とのやりとりを聞いていたといえます。以前からストーカー行為に悩まされていた被害者は自分が通う高校にも相談をし、高校の所在地の警察にも相談をしていました。それでも被害を防ぐことはできませんでした。ストーカー行為等の規制等に関する法律 (<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/seian/stoka/stoka.htm>) が改正された5日後の事件でした。

昨年11月にも逗子市でストーカーによる殺人事件が起こっており、この事件をきっかけに「連続して電子メールを送る行為」をストーカー行為のひとつとして認め、被害者の居住地以外に加害者の居住地でも警告や禁止命令を出せるなど、いくつかの改善点を加えられた改正でした。

しかし改正されても尚、事件を防げなかったのはなぜでしょうか？ どのように法律が改正されても、運用する人間に事件を防ごう、被害者を救おうという気持ちがないと法律が機能しないのではないのでしょうか。

11月12日～25日は内閣府が定めた「女性に対する暴力をなくす運動」を強化する2週間です。リーブラでも11月4日から29日まで、特別展示「女性に対する暴力をなくすため私たちにできること」を実施しました。

皆さんも自分の周りの暴力防止に何かできないか、考える時間を持ってみませんか。

内閣府が定める「女性に対する暴力防止」のシンボルマークです。(使用許諾済) →



●休館日情報● 中面の記事4をご確認ください。



男女平等参画センター「リーブラ」3～5階

発行元	港区立男女平等参画センター リーブラ
住所	〒108-0023 港区芝浦3-1-47
TEL	03-3456-4149
FAX	03-3456-1254
HP	http://www.minatolibra.jp/
施設利用時間	月～土曜日 9:00～21:30 日曜日 9:00～17:00 *祝祭日は、曜日通りの開館です。
窓口受付時間	月～土曜日 9:00～20:00 日曜日 9:00～16:00

発行日:2013年12月1日